定する方法により支払われるものに限る。）並びに独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 23 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 23 年度から令和７年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 23 年度から令和７年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$Y_{23}$ ＝ 0.044

$Y_{24}$ ＝ 0.044
$Y_{25}$ ＝ 0.044
$Y_{26}$ ＝ 0.043
$Y_{27}$ ＝ 0.042
$Y_{28}$ ＝ 0.0422
$Y_{29}$ ＝ 0.0422
$Y_{30}$ ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.04259
$Y_{令4}$ ＝ 0.04352
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450

$Y_{令6}$ ＝ 0.00750
$Y_{令7}$ ＝ 0.01189

$Z_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふる

定する方法により支払われるものに限る。）並びに独立行政法人水資源機構の業務における都道府県の負担金（平成 22 年度以降に同意又は許可を得たものに限る。）に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債（臨時公共事業債分）及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の同意等額（平成 22 年度から令和６年度までの各年度にあつては、ダムに係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

$Y_{22}$ ＝ 0.045
$Y_{23}$ ＝ 0.044

$Y_{24}$ ＝ 0.044
$Y_{25}$ ＝ 0.044
$Y_{26}$ ＝ 0.043
$Y_{27}$ ＝ 0.042
$Y_{28}$ ＝ 0.0422
$Y_{29}$ ＝ 0.0422
$Y_{30}$ ＝ 0.04180
$Y_{令元}$ ＝ 0.04180
$Y_{令2}$ ＝ 0.04219
$Y_{令3}$ ＝ 0.04259
$Y_{令4}$ ＝ 0.00350
$Y_{令5}$ ＝ 0.00450

$Y_{令6}$ ＝ 0.00750

$Z_n$　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふる